



事務局提出資料

令和 7 年 7 月 17 日

総合教育政策局教育人材政策課

**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の
形成の意義について**

令和3年答申で示された「教師及び教職員集団の理想的な姿」

教師の姿

教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。

教職員集団の姿

教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教師と、総務・財務等に通じる専門職である事務職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校が運営されている。

教師を取り巻く状況

さらに、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる。

令和4年答申で示された「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成」

教職員集団の多様化

学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、個々の教師の資質能力の向上だけでは限界がある。学校が、直面する様々な教育課題を克服できる組織として進化するためには、組織のレジリエンスを高めることが重要であり、構成要素の一つとして、教職員集団の適度な多様性が必要である。

そのためには、教師一人一人の専門性を高めるとともに、学校組織が多様な専門性や背景を持つ人材との関わりを常に持ち続けるとともに、そうした人材を積極的に取り込んでいくことが重要である。

学校現場においては、学校との関わりの度合い(頻度や業務内容等)に応じて、社会人等多様な人材が参画している。近年では「チームとしての学校」の理念の下、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員など、多様な人材がそれぞれの専門性を活かしたり教師を補助したりしながら児童生徒への対応や学校運営に携わっている。今後は、専門的な知識・経験を活かし、教師として勤務する民間企業等の勤務経験者が増加することで、教職員集団の多様性が一層向上されることになる。

**大学等で教職課程を履修しなかった社会人等が
教員免許を取得する仕組みについて**

教員資格認定試験の概要①

制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設（詳細は後述）。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

（参考）第71回国会衆議院文教委員会（昭和48年4月11日）奥野国務大臣による「教育職員免許法等の一部を改正する法律案」趣旨説明より
「…現在、教員の資格は、文部大臣の認定を受けた大学または短期大学において、法令に定める所要の単位を修得した者に対して与えるという方式…
このような方式だけでは、教員として適当な資質能力を有する者をすべての分野に十分確保するためには困難な面もあり、また、大学等に在学中に教員の免許状取得に必要な単位を修得しなかった者や大学等へ進学しなかった者の中にも職業生活や自己研修などにより教員として必要な専門的学力などを身につけ、教職を志すに至る者も少なくないと考えられます。…新たに設けられた資格認定試験制度の合格者に広く教職への道を開くことといたしました。このことは、本人の能力、適性等を生かし、また、必要な教員の確保をはかるために必要であるばかりでなく、教育界にとっても広い視野と新しい経験を加えられるなど、教育の発展向上をはかっていく上で有益なことと考えます。

根拠法令

「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）」

第16条 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 文部科学大臣は、教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設（実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止）

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を（独）教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

令和6年度 特別支援学校教員資格認定試験を休止 高等学校教員資格認定試験（情報）を再開

現行の実施種目

（1）幼稚園教員資格認定試験（幼稚園教諭二種免許状）（2）小学校教員資格認定試験（小学校教諭二種免許状）

（3）高等学校教員資格認定試験（高等学校教諭一種免許状（情報））令和6年度から再開

教員資格認定試験の概要②

受験資格(抄)

幼稚園教員資格認定試験	小学校教員資格認定試験	高等学校(情報)教員資格認定試験
20歳以上かつ、高等学校を卒業した者、その他大学等に入学する資格を有する者で、保育士となる資格を有した後、以下の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する者として3年以上勤務した者(実労働時間の合計が 4,320 時間以上である場合に限る)。 (1) 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)において、専ら幼児の保育に従事する職員 (2) 幼保連携型認定こども園において、園児の教育及び保育に従事する職員 (3) 児童福祉施設や認定こども園である認可外保育施設等の保育士	高等学校を卒業した者、その他大学等に入学する資格を有する者で、20歳以上の者。	22歳以上かつ、高等学校を卒業した者、その他大学等に入学する資格を有する者で、情報処理技術者試験の応用情報技術者試験、高度試験(※)又は情報処理安全確保支援士試験に合格した者。 ※高度試験とは、IT ストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、IT サービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験のいずれかを指す。なお、これらの試験については、平成 21年度以降に実施された試験に合格した者に限る。

※より詳細な受験要件については、独立行政法人教職員支援機構の受験案内による。[\(教員資格認定試験 | NITS 独立行政法人教職員支援機構\)](#)

受験者数等

学校種	幼稚園				小学校				高校(情報)				特別支援学校			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
令和4年度	27	24	10	41.7%	1,017	782	135	17.3%	令和6年度から試験再開				26※	21	1	4.8%
令和5年度	37	36	9	25.0%	1,051	869	191	22.0%					7※	7	4	57.1%
令和6年度	29	24	3	12.5%	950	807	194	24.0%	67	63	40	63.5%	令和6年度から試験休止			

※令和4～5年度については、試験科目等の一部免除者を対象とした試験のみの実施

教員資格認定試験の変遷

年 度	試 験 の 種 類	実 施 科 目
昭和39年	高等学校教員資格試験（新設）	「柔道」「剣道」「計算実務」
昭和48年度	高等学校教員資格認定試験（拡充） 小学校教員資格認定試験（新設） 特殊教育教員資格認定試験（新設）	「看護」「インテリア」（追加）養護 訓練「聴覚障害教育」 養護訓練「肢体不自由教育」養護訓練 「言語障害教育」
昭和49年度	高等学校教員資格認定試験（拡充）	「デザイン」（追加）
昭和50年度	高等学校教員資格認定試験（拡充）	「建築」（追加）
平成元年度	特殊教育教員資格認定試験（拡充）	養護訓練「視覚障害教育」 （追加）
平成6年度	高等学校教員資格認定試験（拡充）	「情報技術」「情報処理」 （追加）
平成12年度	高等学校教員資格認定試験（拡充） 特殊教育教員資格認定試験 （名称変更）	「情報」「福祉」（追加） 自立活動「視覚障害教育」 自立活動「聴覚障害教育」 自立活動「肢体不自由教育」自立活動 「言語障害教育」
平成16年度	高等学校教員資格認定試験（停止）	全科目（停止）
平成17年度	幼稚園教員資格認定試験（新設）	
令和4年度 ～令和5年度	特別支援学校教員資格認定試験 （2次試験のみ実施）	自立活動「視覚障害教育」 自立活動「聴覚障害教育」 自立活動「肢体不自由教育」 自立活動「言語障害教育」
令和6年度	高等学校教員資格認定試験（一部再開） 特別支援学校教員資格認定試験（休止）	「情報」（再開）

教職特別課程について

【制度概要】

教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程。

【背景】

「教員の資質能力の向上方策等について」（昭和62 年12 月教育職員養成審議会答申）において、「大学において教職課程をとらなかった者が教員免許状を取得する機会を拡充するため、大学に「教職特別課程」を設置することができるようにする必要がある」と提言。この提言を受け、昭和63 年に教育職員免許法を改正。

【要件】

1. 免許状の種類

○中学校教諭及び高等学校教諭

：専修免許状及び一種免許状授与の所要資格を得させるための課程であることが必要

○特別支援学校教諭

：一種免許状授与の所要資格を得させるための課程であることが必要（以下、「特別支援教育特別課程」という。）

2. 開設できる者

中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあっては特別支援学校教諭一種免許状に係る認定課程を有する大学

※ 教職特別課程は、幼稚園教諭、小学校教諭の免許状授与の所要資格を得させるための課程としては認められていない。

- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭の免許状授与の所要資格を得させるための課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定できないとされている。（教職課程認定基準）
- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭の「教科に関する科目」は全教科に及ぶため、大学において教職課程をとらなかった学生が修得した単位が「教科に関する科目」として認定される可能性が極めて低い。
- ・ 幼稚園教諭、小学校教諭における教職に関する科目は、要修得単位数が多いため、1 年で修得することが困難。

【現在開設されている課程】

令和7 年4 月現在 教職特別課程を置く大学（募集停止中の課程を含む）

- ・中学校及び高等学校教諭免許 慶應義塾大学、工学院大学、岡山理科大学
- ・特別支援学校教諭免許 琉球大学

大学院における免許状の取得について

- 現状、大学院に設置されている教職課程を通じて取得できる免許は専修免許状に限られている。
- そのため、大学の学部で教職課程を履修していなかった場合、大学院で開設されている科目に加え、学部の教職課程の科目も併せて履修し、例えば中学校の専修免許状であれば合計83単位を取得する必要がある。また、当然教育実習等も大学院在学中に行う必要がある。
- こうした学習を2年間で両立することは困難であり、教職課程を履修していない者が大学院から免許の取得を目指すうえで高いハードルとなっている（そのため、3年以上のカリキュラムとしている例もあるが、学習が長期間にわたることが学生の負担となる）。

○普通免許状の取得に当たって必要な単位（中学校教諭）

	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	6
教育実習	5	5	5
教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目	28	4	4
	83	59	35

大学の通信制課程での教員免許状の取得

- 通信制課程であっても、教職課程認定を受けている課程において学位の取得とともに必要単位を修得すれば、教員免許状の取得が可能。
- 中・高の教員免許状の通信制の教職認定課程を有する大学の一覧は以下のとおり。

(R6.4.1時点)

大学名	取得可能な免許状の学校種	教科
愛知産業大学短期大学	中学校二種	英語
北海道情報大学	中学校一種	数学
	高等学校一種	数学、情報、商業
帝京大学	高等学校一種	情報
東京福祉大学	中学校一種	英語、保健
	高等学校一種	英語、公民、保健、情報、福祉
聖徳大学	中学校一種	国語、社会、英語
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、書道、英語、福祉
玉川大学	中学校一種	社会
	高等学校一種	地理歴史、公民
慶応義塾大学	中学校一種	国語、社会、英語
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、英語
帝京平成大学	中学校一種	社会
	高等学校一種	地理歴史、公民、情報、商業
日本女子大学	中学校一種	家庭
	高等学校一種	家庭
日本大学	中学校一種	国語、社会、英語
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、英語、商業

大学名	取得可能な免許状の学校種	教科
武蔵野大学	中学校一種	国語、英語
	高等学校一種	国語、英語、書道
武蔵野美術大学	中学校一種	美術
	高等学校一種	美術、工芸
法政大学	中学校一種	国語、社会
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、商業
明星大学	中学校一種	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、英語
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、英語
星槎大学	中学校一種	社会、保健体育、英語
	高等学校一種	地理歴史、公民、保健体育、英語
佛教大学	中学校一種	国語、社会、数学、英語、中国語、宗教
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、数学、書道、情報、英語、中国語、福祉、宗教
大阪芸術大学	中学校一種	国語、音楽、美術
	高等学校一種	国語、音楽、美術、工芸
環太平洋大学	中学校一種	数学、英語
	高等学校一種	数学、英語

諸外国における社会人等が教員資格を得る仕組み・状況

- 諸外国には、社会人等（教員養成課程を履修していない学士号取得者や転職者等）を対象とした短期間（1～2年間）の教員養成プログラムが存在し、履修すれば教員資格が得られる制度となっている。
- 履修者の質の保証のため、国が策定する標準をプログラムが満たすことを求める等の仕組みとなっている。



イギリス（イングランド）

○教員養成制度の概要

- ・公立・公営（アカデミー・フリースクールは除く）学校の教師は、教員登録機構が付与する「正規教員資格」（QTS）の取得が必要。
- ・大学での教職課程履修（通常3～4年、Bachelor of Educationなど）によるQTS取得のほか、主に以下の方法でQTSを取得。

○社会人の主な参画ルート・仕組み

➤大学院におけるPGCEコース

概要：大学卒業後にPGCE(postgraduate certificate in education)コースで正規教員資格を取得。学位に直接は紐づかない資格取得プログラムだが、PGCEの単位は、大学院（修士課程）に進んだ場合の単位に転換可能。

提供機関：大学・大学院

対象者：学士号取得者（※教育学士号等を問わず）であるとともに、中等教育一般資格（GCSE）取得試験の特定科目で一定の成績を収めることが必要

期間：1～2年間

内容等：実践的な教職内容に係る講義・少人数セミナー、教育実習（24週（120日）以上）等

➤学校主導のコース（SCITT、School Direct等）

概要：学校等が主導する実践中心のプログラム。学校での実習を中心にしながら、大学等で座学も学び正規教員資格を取得。

提供機関：教育省に認定された教育機関（学校、民間機関、大学・大学院等）

対象者：学士号取得者（※教育学士号等を問わず）であるとともに、中等教育一般資格（GCSE）取得試験の特定科目で一定の成績を収めることが必要

期間：1～2年間

内容等：授業等の学校実習、実践的な教職課程等

※取得資格：QTS（上記共通）、PGCE

※質保証：国の教員養成に係る基準に基づくプログラムの認可が必要（上記共通）

○養成プログラムに占める登録者の割合

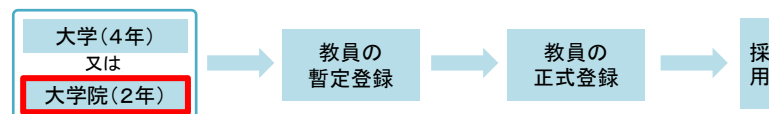
- ・学部卒段階の受講者のおよそ半数が学校主導コースに登録。高等教育機関提供ルート（PGCEコース含む）は51%。（2024年）



オーストラリア

○教員養成制度の概要

- ・「教員のための専門職スタンダード（APST）」がオーストラリア教職機構（AITSL）によって定められている（運用は各州政府の権限（AITSLに管理・監督権限はない））。
- ・教員になるためには、大学（4年）又は大学院（2年）での教職課程の履修が必要。



○社会人の主な参画ルート・仕組み

➤大学院における教員養成プログラム

概要：学士号取得者を対象とする教職課程。大学院レベルの課程であり、学位（修士）を取得。

提供機関：大学院

対象者：学士号取得者（※教育学以外）

期間：2年間

資格：修了者は教員の暫定登録が可能

内容等：教職専門科目及び教育実習（大学院課程では60日以上）から構成

※初等教員：国語・算数・理科の履修が必要

※中等教員：教える分野について、学部時代での専攻が必要

質保証：APSTに基づくプログラムの認可が必要（各州の教員登録機関がAITSLとともに実施）（※初回以外にも一定年限ごとにプログラムの認可が必要）

○その他社会人の参入促進策等

- ・教員養成プログラム在籍者への奨学金（20,000豪ドル）。（クイーンズランド州）
- ・「臨時的教授認可（PTT）」プログラムにおいて、適切な登録教師が確保困難な場合、教育実習希望者にPTTを付与。学業と教員勤務のバランスが配慮され、実習校と雇用校が同一の場合等により、教育実習生を学校が雇用することが可能。（クイーンズランド州のPTTプログラム承認者数は1,294名（2024年））

4. 総括

4.1. カリキュラムに関する調査結果

令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（時代の変化を踏まえた教職課程や免許制度の在り方等についての調査研究）「英国・豪州に関する調査結果報告書」より抜粋

- カリキュラム（大学院レベル）に関する日本と英国・豪州の違いとして、①英国・豪州は修了までの期間が短い、②教授法がカリキュラムの中心、③学校実習の割合が日本より高い、という点が挙げられます。
- 修了までの期間が短いこと、また受講者の実践力養成に重点を置くため、教授法や学校実習をカリキュラムの中心にしていると考えられます。

カリキュラム（大学院レベル）に関する調査結果の総括

	日本※1	英国※2	豪州※2
修了までの期間	・ 3年 (大学院修了年限2年 + 1年)	・ 1年	・ 2年
必要な単位数	・ 83単位 (うち、学部開設の教職科目が59単位)	・ 60単位 (学校実習は単位数に含まれない)	・ 192単位
学習内容	・ 学部開設の教職科目として教科知識、教授法、教職に関する科目を広く学ぶとともに、大学院開設科目も履修する。 ・ 教育実習（教育実践演習を含む）は7単位の修得が必要であり、カリキュラム全体の1割程度である。	・ 講義については教授法が中心であり、学部と異なり教科知識を学ぶものはない。 ・ 学校実習がカリキュラム全体の7割程度の日数を占めており、講義は少ない。	・ 講義については教授法と教育に関する一般的な学習が中心である。学部と異なり、教科知識を学ぶものはない。 ・ 学校実習は36単位の修得が必要であり、カリキュラム全体の2割程度である。

1. 英国・豪州の修了までの期間は日本より短い

 - ✓ 英国・豪州は1～2年で課程を修了することができ、課程修了までの期間は日本より短い。
 - ✓ 英国・豪州ともに教科知識を学ぶ科目を設けておらず、日本より学習する内容が限定されている。修了期間が短いため、学習する内容に濃淡をつけているものと考えられる。
2. 英国・豪州ともに教授法が中心

 - ✓ 英国・豪州ともに教科知識を学ぶ科目は少なく、教授法を学ぶ科目が中心となっている。
 - ✓ 2か国ともに、入学資格要件として、指導を希望する分野に関連する学位を要求している。そのため、受講者に一定の教科知識があることを前提にカリキュラムを設計している。
3. 英国・豪州ともに学校実習の割合は日本より高い

 - ✓ 英国・豪州ともにカリキュラムに占める学校実習の割合が日本より高い。
 - ✓ そのため、他の職業に就きながら養成課程を修めることは難しいと考えられ、受講者は養成課程の学びに専念している可能性がある。

※1 学部在籍時に教職課程認定を受けている科目を修得していない者が、大学院で専修免許状を目指す場合を想定して記載。
※2 学部を卒業した者が、中等教育の教員を目指す場合を想定して記載。単位数や学習内容は、教育機関により多少の差異があるため、今回調査した教育機関の事例に基づいて記載している。

4. 総括

4.2. 教員資格の付与に関する調査結果

令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（時代の変化を踏まえた教職課程や免許制度の在り方等についての調査研究）「英国・豪州に関する調査結果報告書」より抜粋

- 教員資格の付与に関する日本と英国・豪州の違いとして、①英国・豪州は学位の種類による免許の区分がない、②英国は校種/教科に応じた区分がないという点が挙げられます。
- オーストラリアでは教員の満たすべき資質・能力をキャリア別に整理しており、その教員の学修歴は資格とは独立させているものと考えられます。

教員資格の付与に関する調査結果の総括

	日本	英国	豪州
教員資格の取得方法	学士などの学位に加え、教職課程科目を履修することで、教員免許状を取得できる。	養成課程を修了することで、正規教員資格（QTS）を取得できる。	- 養成課程を修了し、教育関連の学位を取得した上で、各州の教員登録機関に申請することで教員として勤務可能。 - 中等教育の教員の場合は、2つの科目が指導可能となるようにカリキュラムが設計されている。
教員資格の取扱い	- 学位の種類に応じて、専修/一種/二種の区分がある。 - 指導可能な校種/教科に応じて、教員免許状が発行される。	QTSは、学位の種類、校種/教科に応じた区分はない。	各州の教員登録機関に登録の際、指導可能な校種/教科を申請する。
養成課程と修士号の関係性	専修免許状の取得には、修士の学位が必要。	大学院レベルの養成課程を修了しても、修士号の取得にはつながらない。	大学院レベルの養成課程であれば、修了とともに修士号を取得する。（修士号を取得しなければ、教員として勤務できない）

1. 英国・豪州は学位の種類による免許の区分がない

- ✓ 英国・豪州は、資格保有者の学位の種類に応じた教員資格の区分がない。

2. 英国は校種/教科に応じた区分もない

- ✓ 英国では、校種/教科に応じた資格の区分がない。教員養成課程で専門とした校種／教科で指導することが一般的だが、学校の判断で専門外の教科を指導することもある。
- ✓ 英国では、QTSは保有者が公立学校で指導するために必要な専門性を証明するための資格として設計されているが、特定教科の専門性を評価することは意図されていない。

4. 総括

4.3. その他の観点に関する調査結果

令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（時代の変化を踏まえた教職課程や免許制度の在り方等についての調査研究）「英国・豪州に関する調査結果報告書」より抜粋

- その他の観点に関する日本と英国・豪州の違いとして、①雇用型の課程が設置されていること、②養成課程における社会人履修者の割合が大きいという点が挙げられます。

その他の観点に関する調査結果の総括

	日本	英国	豪州
雇用型の課程	雇用型の課程はなく、教員免許状を取得した後に教員として勤務する。	- SDS、PGTA、HPITTなど、教員として勤務しながら履修できる養成課程が設置されている。 - 養成課程で学びながら、給与の支給を受けることができる。	- インターンシップなどを組み込んだ雇用型の養成課程が設置されている。 - 養成課程で学びながら、給与の支給を受けることができる。
履修者の属性	- 公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の採用者全体に占める民間企業等経験者の割合は4.5%である。 - このことから、養成課程の履修者における就業経験を有する者の割合も大きくないものと考えられる。	- 大学院レベルの課程の入学者のうち、30歳以上で入学する者は全体の27%である。 - ある程度の就業経験を経てから養成課程で履修する者も、一定程度いることが確認できる。	- 養成課程の入学者のうち、31歳以上の占める割合が学部レベルで約2割（約3,600人）、大学院レベルで約4割（約2,800人）となっている。 - 大学院レベルだけではなく学部レベルにおいても、一定の就業経験を有する者が教員への転身を目指し、履修している。

1. 英国・豪州ともに雇用型の課程を設置

- ✓ 英国・豪州ともに教員として勤務しながら履修する雇用型の課程を設けており、履修者は給与の支給も受けることができる。
- ✓ 雇用型の課程では、一定の就業経験を有する者も履修している。

2. 養成課程における社会人履修者の割合が大きい

- ✓ 英国・豪州ともに、養成課程で学ぶ30歳以上の者の割合は比較的大きく、他業種から教員への転身を目指す者は、日本よりも多いものと考えられる。
- ✓ 豪州では、大学院レベルだけでなく、学部レベルで転身を目指す者も多い。

特別免許状について

特別免許状について

◆制度の目的・概要

教員免許状を持たないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和63年に創設）

◆担当する教科等

- ・ 小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）
- ・ 特別支援学校における自立教科等（理療、理容、自立活動など）
- ・ 授与を受けた都道府県においてのみ有効

◆授与手続・授与要件

《授与手続》

- ・ 任用しようとする者（都道府県・指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
- ・ 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格（合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

《授与要件》

- ・ 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
 - ・ 社会的信望・熱意と識見
- ※平成14年に学士要件を撤廃

◆授与件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	12	13	16	22	31	66	109
中学校	42	58	61	60	83	104	137
高等学校	105	125	138	142	204	313	347
特別支援学校	10	12	12	11	16	17	18
合計	169	208	227	235	334	500	611

◆事例（令和5年度）

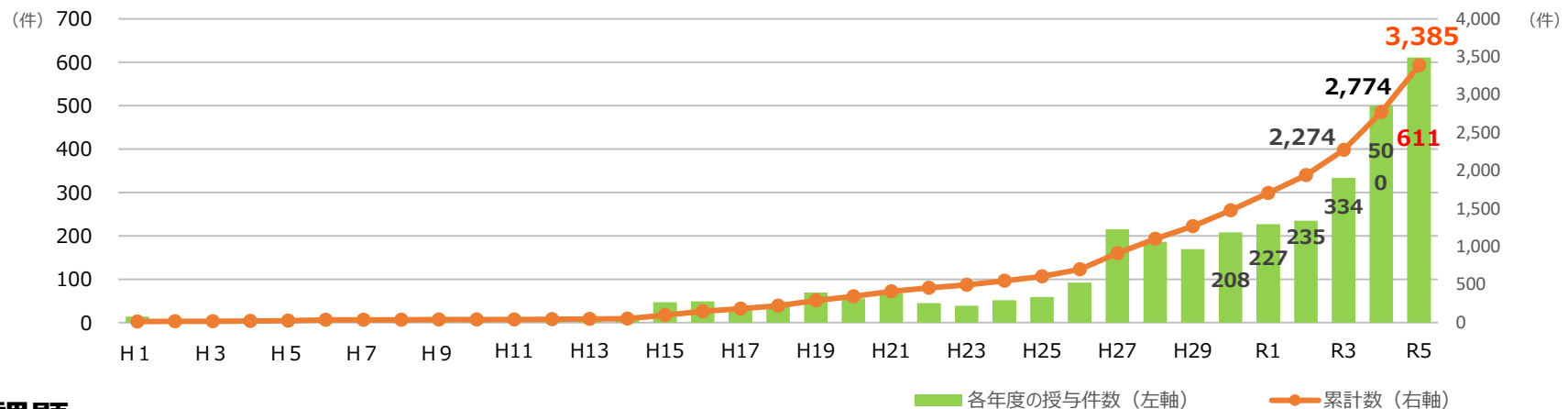
教科	件数	授与者の主な職歴等	教科	件数	授与者の主な職歴等
外国語（英語）	246件	ALT、英会話講師、通訳	理科	26件	工学博士、理学博士、大学技術職員
情報	101件	エンジニア（システム・ソフトウェア）、大学教員、専門学校講師	社会・地理歴史・公民	25件	特別非常勤講師
看護	45件	看護師、助産師	技術	18件	エンジニア、機器等開発者、ハウスメーカー研究開発員
工業・工業実習	27件	電気工事士、土木設計技術者、実習助手、一級建築士、工学修士	家庭	18件	調理師、専門学校講師

特別免許状に関する運用の見直しについて

1. 現状

- 社会に開かれた教育課程を実現するとともに、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するに当たっては、教師一人一人の専門性を高めることに加え、多様な専門性や背景を持つ人材を学校組織の中に積極的に取り込んでいくことが必要である。「優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に迎え入れる」ことを趣旨とする特別免許状による教師としての入職は、そのための一つの方策であり、積極的な活用が望まれる。
- 文部科学省においては、平成26年に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定するとともに、令和3年に更なる柔軟な授与が可能となるよう指針の改訂を行うなど、都道府県教育委員会に対して、特別免許状の積極的な授与を促進しているところであり、授与件数も増加傾向にある。

(参考) 特別免許状の授与件数



2. 課題

- 特別免許状の授与は進みつつあるものの、授与の検討に当たり、特別免許状の制度趣旨が十分に理解・浸透していないと考えられるケースや、都道府県によっては消極的な運用となっているなどの課題が散見されるところ。
- 「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）においても、こうした運用上の課題等を踏まえた「特別免許状に関する運用の見直し」が提言されているところであり、更なる特別免許状の活用促進に向けて、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂を行った。

- 特別免許状とは、**教員免許状を持たないものの、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れる**ことにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、**都道府県教育委員会が授与する免許状**。授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている**。
- 特別免許状の円滑な授与に向けて、**平成26年に授与に係る指針を策定、令和3年5月に改訂**。さらに、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月9日中央教育審議会）を踏まえ、**特別免許状のより円滑な活用に向けて、令和6年5月8日に指針を改訂**。

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

1. 教員としての資質の確認（（1）と（2）を満たすこと）

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

R6改訂のポイント② 制度趣旨を踏まえ、**授与の前段階で指導方法・技術等に関し、普通免許状との同等性を過度に重視することのないよう明記**。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において
教科に関する授業に携わった経験
【最低1学期以上】
（※特別非常勤講師としての勤務も含む）

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**
（企業、外国にある教育施設等におけるもの）**【概ね3年以上】**
（例）・企業やNPO等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

※ **優れた知識経験等を有することが確認できる場合は、①、②の確認基準によらない特別免許状の授与が可能**

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等 国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等 博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認。学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味。）

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者により、授与候補者の教員としての資質を確認する。（※任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能。）

【その他】

R6改訂のポイント⑤ **特別免許状を活用した採用選考の実施の促進、授与基準や手続等の透明化等について記載**

- （1）各都道府県教育委員会においては、**特別免許状の授与を前提とした採用選考の積極的な実施**を検討するとともに、受付時期や手続の利便性の向上、審査基準の明確化を含む**申請手続を透明化し、任命権者のみならず一般向けに対しても広く周知を行うこと**。
- （2）教育委員会や勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で、**特別免許状所有者の実情に応じた研修計画を立案、実施すること**。

R6改訂のポイント③ 特別免許状授与者が、**一定の勤務経験と講習履修歴がある場合、他校種の特別免許状の授与を認めることも考えられることを明記**。

R6改訂のポイント④ 特別免許状授与者について、**任期付きや非常勤として任用することも可能であることを明確化**。

特別免許状の授与件数の内訳(学校種・教科別)

■令和5年度に授与された特別免許状の内訳

学校種		R3件数	R4件数	R5件数	R5内訳
小学校	国立	0	0	1	英語（1件）
	公立	20	46	44	英語（38件）算数（4件）国語、理科（各1件）
	私立	12	20	64	英語（15件）算数、理科、体育（各8件）図画工作（7件）社会、生活（各6件）家庭（5件）音楽（1件）
中学校	国立	0	1	1	英語（1件）
	公立	20	28	42	英語（29件）技術（11件）理科、その他の外国語（各1件）
	私立	63	75	94	英語（62件）理科（8件）技術（7件）社会、数学（各5件）保健体育、宗教（各2件）国語、家庭、その他の外国語（各1件）
高等学校	国立	0	1	1	外国語（英語）1件
	公立	71	182	191	情報（88件）英語、工業（各22件）看護（21件）福祉（9件）家庭（8件）水産（6件）その他の外国語（5件）農業（3件）工業実習（2件）理科、音楽、美術、保健体育、商業（各1件）
	私立	132	130	155	英語（77件）看護（24件）情報（13件）地理歴史、公民、理科（各7件）数学、その他の外国語（各5件）家庭（4件）工業（3件）保健体育（2件）国語（1件）
特別支援学校	国立	0	1	0	
	公立	16	16	18	自立活動（肢体不自由）17件、自立活動（言語障害）1件
	私立	0	0	0	
合計		334	500	611	※令和5年度までの累計授与件数：3,385件

（出典）令和5年度教員免許状授与件数等調査

各都道府県別の特別免許状授与件数(令和元年度～令和5年度)①

授与権者	令和5年度				令和4年度				令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体
北海道	1	5	16	22	0	6	8	14	0	11	35	46	0	5	2	7	0	2	0	2
青森県	0	0	1	1	0	16	1	17	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	4	4
岩手県	0	4	2	6	0	2	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1
宮城県	0	1	4	5	0	1	2	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	3	4
秋田県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	1	1	2	0	1	2	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
福島県	0	0	0	0	0	3	0	3	0	1	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0
茨城県	0	16	14	30	0	26	11	37	0	14	8	22	0	15	3	18	0	22	0	22
栃木県	0	25	0	25	0	7	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	6	0	6	0	0	0	0
埼玉県	0	16	12	28	0	11	5	16	0	10	15	25	0	9	9	18	1	8	4	13
千葉県	0	22	62	84	0	6	17	23	0	1	11	12	0	4	6	10	0	4	2	6
東京都	0	16	68	84	3	6	86	95	0	0	60	60	0	4	43	47	2	5	51	58
神奈川県	0	4	8	12	0	7	3	10	0	7	4	11	0	10	2	12	0	7	2	9
新潟県	0	6	0	6	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
石川県	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	2	2	4	0	3	0	3	0	2	0	2	0	1	1	2	0	1	3	4
山梨県	0	21	2	23	0	4	7	11	0	2	3	5	0	5	7	12	0	0	2	2
長野県	0	1	6	7	0	3	1	4	0	0	3	3	0	0	6	6	0	0	6	6
岐阜県	0	2	1	3	0	0	6	6	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	4	27	31	0	4	21	25	0	2	6	8	0	1	0	1	1	2	14	17
愛知県	0	4	5	9	0	5	1	6	0	4	3	7	0	2	3	5	0	4	3	7
三重県	0	1	4	5	0	3	2	5	0	1	6	7	0	2	0	2	0	2	0	2



各都道府県別の特別免許状授与件数(令和元年度～令和5年度)②

授与権者	令和5年度				令和4年度				令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体
滋賀県	0	0	8	8	0	1	2	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	2	2	4	0	6	0	6	0	2	3	5	0	1	1	2	0	0	1	1
大阪府	2	10	5	17	0	6	0	6	0	12	0	12	0	11	0	11	0	11	0	11
兵庫県	0	6	15	21	0	4	5	9	0	3	4	7	0	4	1	5	0	3	7	10
奈良県	0	4	0	4	0	4	3	7	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	1	2
和歌山県	0	1	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
鳥取県	0	1	0	1	0	0	3	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
島根県	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0
岡山県	0	6	2	8	0	9	3	12	0	6	6	12	0	3	3	6	0	2	1	3
広島県	0	16	1	17	0	57	6	63	0	4	2	6	0	10	3	13	0	7	4	11
山口県	0	3	2	5	0	1	4	5	0	2	2	4	0	2	1	3	0	1	1	2
徳島県	0	4	0	4	0	1	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2
香川県	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	3	5	0	1	0	1	0	1	0	1
愛媛県	0	1	5	6	0	4	3	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	2	4	6	0	4	0	4	0	0	2	2	0	2	2	4	0	4	1	5
福岡県	0	5	2	7	0	6	2	8	0	4	0	4	0	0	3	3	0	4	3	7
佐賀県	0	0	4	4	0	2	3	5	0	0	6	6	0	0	3	3	0	0	2	2
長崎県	0	60	5	65	0	4	2	6	0	4	1	5	0	2	7	9	0	0	0	0
熊本県	0	10	13	23	0	3	9	12	0	8	5	13	0	1	5	6	0	0	3	3
大分県	0	1	2	3	0	2	3	5	0	0	5	5	0	1	5	6	0	0	1	1
宮崎県	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	2	5	0	0	2	2	0	0	0	0
鹿児島県	0	1	3	4	0	25	2	27	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2
沖縄県	0	3	5	8	0	12	0	12	0	6	0	6	0	0	0	0	0	2	2	4
計	3	295	313	611	3	272	225	500	0	125	209	334	0	111	124	235	4	101	122	227

パリオリンピック・パラリンピックを契機としたアスリートの教師としての入職促進について

趣 旨

- ・ 社会の変化や教育課題の変化にも柔軟に対応できる質の高い教職員集団を構築するためには、多様な専門性や背景を有する外部人材を積極的に学校組織の中に取り込んでいくことが重要。
- ・ 特定の競技においてトップレベルでの知識経験や技能を有するアスリートが教師として学校教育に参画し、その経験等を学校教育に還元することは、学校組織及び児童生徒の双方にとって有意義であると考えられる。

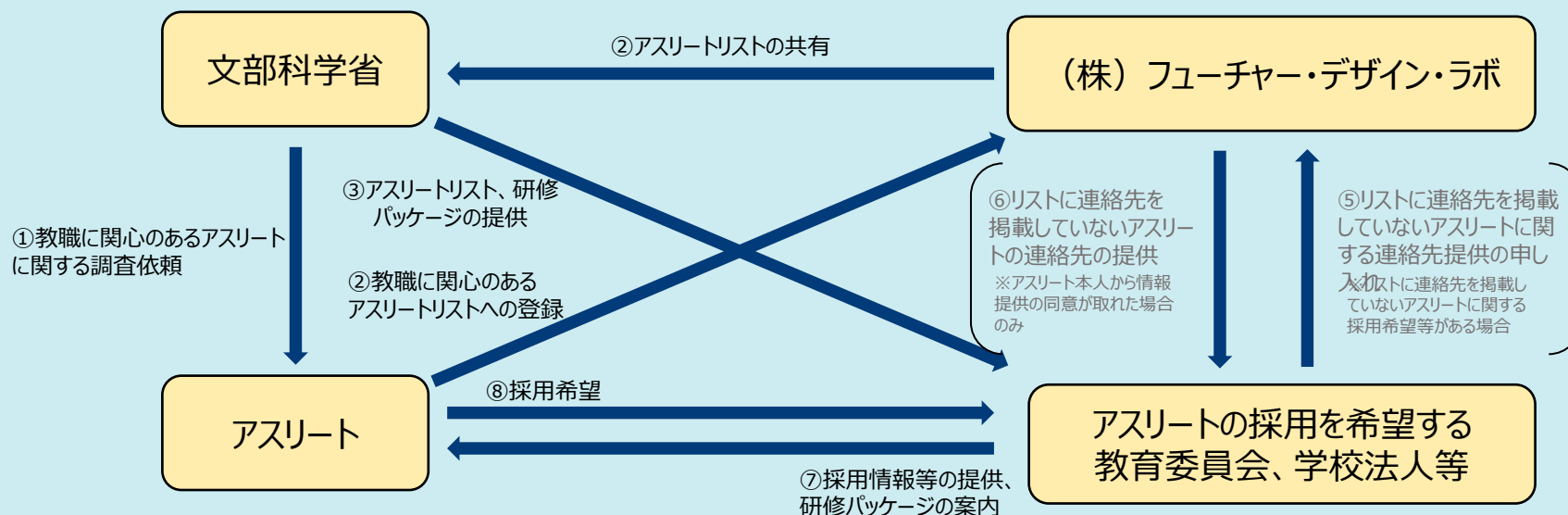
概 要

過日開催されたパリオリンピック・パラリンピックも契機とし、アスリートの教師としての入職に資するよう、文部科学省において、

- ① **教職に関心のあるアスリートのリストを作成**、教師の**採用権者への共有**
- ② 特別免許状取得者などの**教職課程を経ていない者向け入職前オンデマンド研修パッケージ**の作成・提供
- ③ **オリンピック・パラリンピアン・デフリンピアン**を教師として任用する場合の**加配定数の措置** を実施。

アスリートの学校現場への入職までのイメージ図

文部科学省令和5年度「外部人材活用事業」委託先（アスリートリスト管理者）



特別非常勤講師制度について

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習（探究）の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	4,472	4,235	3,930	3,668	3,710	3,621	3,410
中学校	2,384	2,505	2,348	2,348	2,299	2,378	2,445
高等学校	11,916	12,324	11,654	11,811	11,990	11,900	11,680
特別支援学校	1,604	1,772	1,442	1,430	1,432	1,616	1,690
合計	20,376	20,836	19,374	19,257	19,431	19,515	19,225

◆ 事例（令和5年度）

医学・看護・保健 （医師、看護師等）	3,068	外国語（外国語会話を含む） （英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等）			3,734	家庭科教育 （調理師、栄養士等）	1,721
芸術 （彫刻家、音楽家等）	1,794	福祉・ボランティア （介護福祉士、手話講師等）	1,007	伝統芸能 （和楽器講師等）	642	競技スポーツ （元プロサッカー選手等）	469
情報 （システムアドミニストレータ等）	506	茶道・華道 （茶道家、華道家等）	463	書道・書写 （書道家・書道教室講師等）	560	製造現場体験 （建築家、大工等）	217
異文化理解 （通訳、ネイティブスピーカー等）	444	野外体験活動（農家、造園業等）	216	伝統工芸 （陶芸家等）	209	地域文化理解 （旅館経営者、文化保護審査委員等）	346
環境教育 （農家、昆虫学者等）	153	朗読 （フリーアナウンサー、演出家等）	59	理容・美容 （美容師、ネイリスト等）	129	その他 （ビジネスマナー講師、デザイナー等）	1,523

**企業等に在籍しながら教師として勤務する際の
任用形態の在り方について**

地方公共団体と民間との交流（民間→地方）

- 民間企業の従業員が地方公共団体で勤務する（一時的に地方公共団体で勤務し、その後復帰する）場合として、
- ① 企業の身分を保持したまま、地方公務員として勤務
 - ② 企業の身分をいったん退職し、地方公務員として勤務後、元の企業に復帰（国の官民交流法と同様、前もって民間企業との間で復職に関する取決めをしておくことも可能）
 - ③ 企業の研修の一環として、地方公共団体で勤務
- の3つのパターンが考えられる。

制度として定められている派遣の類型

	派遣もとに身分を残したまま採用①	派遣元を退職して採用②	（参考）研修派遣（受入）③	（参考）国家公務員の官民交流
制度	非常勤職員（特別職非常勤職員・会計年度任用職員）または、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく「任期付職員」として採用	同左	民間企業が実施する研修の一環として、地方公共団体に従業員を派遣	官民交流法に基づく「交流採用（雇用継続型または退職型）」
身分	地方公務員 ※ 会計年度任用職員または任期付職員の場合は、地方公務員法第38条の規定に基づき、任命権者の許可を受けることで、派遣元民間企業の従業員としての身分を併せ持つことが可能（特別職非常勤職員の場合は同条の適用はない。）	地方公務員	民間企業の従業員	国家公務員
給与負担	地方公共団体が負担	同左	民間企業が負担	国が負担
服務規律	地方公務員法上の服務規定が適用 ※ 特別職非常勤職員の場合は、適用なし	同左	地方公共団体と民間企業との協定に基づく	国家公務員法上の服務規定が適用

教育委員会と民間の交流の例（川崎市⇔富士通（株））

- 富士通（株）に在籍する職員が、**会社での勤務を継続しながら**、週2日程度、**特別非常勤講師**として市立学校において勤務。
- 令和6年度においては、4名が特別非常勤講師として任用され、例えば、国際教室における外国籍生徒の日本語指導や、工業実践での指導・支援等、**民間企業での勤務経験を活かした教育活動**を行っている。
- 教育委員会側に学校教育の質の向上等のメリットがあることに加え、企業側としても、**教育を通じた社会貢献**、**シニア社員のキャリア支援**といったメリットがある。
- ※ 川崎市と富士通（株）は、2014年からICT環境の充実や次世代育成などの分野における連携・協力を通じた持続的なまちづくりを目指して包括協定を結んでいる。

神奈川県川崎市：民間企業シニア人材の学校現場への登用②

川崎市は、民間企業等の知見を子どもたちの教育活動に活用するため、富士通（株）の社員を市立学校の非常勤講師として任用

取組概要

企業のシニア人材を非常勤講師として登用

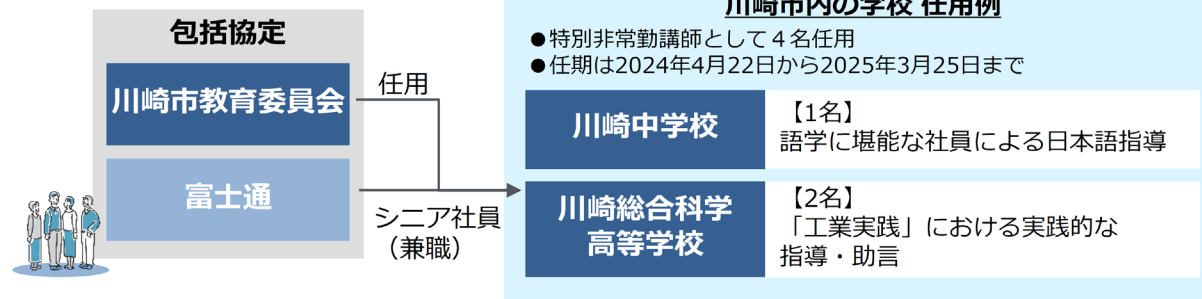
背景

- 川崎市教育委員会と富士通は、ICT環境の充実や次世代育成を目指し、2014年に包括協定を締結
- 多様な子どもたちへの対応に民間企業の知識や経験を活用できないか検討していた川崎市教育委員会と、シニア社員のキャリア形成支援を目指す富士通のニーズが合致

取組

- 包括協定を踏まえ同社シニア社員のキャリア支援として、企業人材を学校教育に活用する取組を開始
- ミスマッチが発生しないよう、教育委員会事務局職員、学校関係者、希望者との面談を実施するとともに、教員希望者向けの学校見学会に参加
- 川崎市教育委員会が、富士通に在籍するシニア社員を特別非常勤講師として市立学校（上丸子小学校、川崎中学校、川崎総合科学高等学校）にて任用
- 民間企業で培った知識・経験を教育現場に還元することを目指し、具体的には「工業実践」や日本語指導が必要な子どもへの支援・指導等で活躍

スキーム図



効果・展望

学校現場への多様な人材の確保と企業のキャリア支援に

効果

[効果]

- 川崎市教育委員会にとっては、民間企業での経験を子どもたちに還元することによる、教育の質の向上や教員の負担軽減
- 富士通にとっては、シニア社員のキャリアの選択肢を広げつつ、地域の教育活動への参画による社会貢献の拡大

[展望]

- 教育委員会・民間企業の双方にメリットのある人材登用が、全国の他自治体へ波及・横展開することで、更なる教育の充実を図るモデルケースとなることに期待

(参考) 柔軟な勤務を認め多様な人材を 学校に呼び込む取組 (私立学校)

内閣府総合科学技術・イノベーション会議教育・人材育成ワーキンググループ(第2回)
(R3.10.14) 資料「これまでの議論を踏まえた論点整理「人材」編」より抜粋



新渡戸文化学園 (東京都中野区)

約4割の教員が兼業

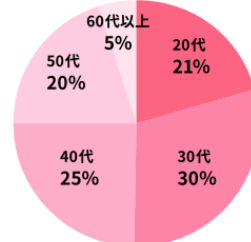
- 学園の方針として、多様なバックグラウンドの教職員集団を形成するため、**教職員の副業＝二刀流を申請制で認めている。**
- 小中高における正規雇用の専任教員のうち、**学外の組織の肩書を持つ教員は36%。**
 - ・ 企業とのアドバイザー契約、執筆、YouTuber、舞台俳優、大学院進学、等
- **他企業・他職種で働く人が学園で副業するNitobe Future Partnerもスタート。**
 - ・ 各分野の最前線で活躍するカメラマン、雑誌編集者、漁師等、14名が学校運営に参画

※社会と学校がシームレスになる取組みにより、生徒の社会に対する意識が変化。

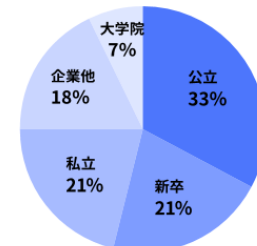
「自分の力で国や社会が変えられると思う」全国18%:新渡戸学園46%

小学校、中学校、高等学校、アフタースクール教職員－61名

年代



バックグラウンド



民間企業など 教員以外の 職種経験者の割合



ユニークな経歴例

IT企業、製薬会社、日本科学未来館科学コミュニケーター、日本語教師、JICA海外派遣、仏僧修道士、リーグジュニアサッカーコーチ etc

学外の組織の 肩書がある 教員の割合 (対象: 小中高教員)



ユニークな経歴例

絵本作家、YouTuber、大学教員、民間企業研修講師、執筆業、俳優、学習塾、社会人大学院生 etc

探究・STEAMにつながるプロジェクトも同学園で実施中「VIVISTOP NITOBE」

教室や教科、学年など、これまでの学校の仕組みを越え、先生も生徒、児童も、ともに作り、ともに学ぶ場です。学校は学びの宝庫です。授業も、休み時間も、放課後も。VIVISTOP NITOBEでは、日常で生まれる「問い」や「興味」をさらに深めます。もっと知りたい！もっとやってみたい！もっとつくりたい！そんな想いをアートやサイエンス、テクノロジーなどを活用し、多様な価値観を持つ人たちと共創しながら、自分たちなりの想いを実現させる場です。【キッズデザイン賞（内閣総理大臣賞）受賞】

(出典) 新渡戸文化学園HP、新渡戸文化学園の協力のもと内閣府において作成

教育公務員にかかる兼職・兼業制度の概要

- 地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、その職務遂行のために全力を挙げて専念しなければならず、また、職務遂行のために、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用い、その職務にのみ従事しなければならないことから、営利企業の従事等は原則として禁止され、従事する場合は任命権者の許可が必要となっている。
- 教育公務員も原則上記の制限を受けるが、教育公務員特例法による特例として、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合には、本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合にはその職を兼ね、又は事業若しくは事務に従事することができることとなっている。

【地方公務員法】

(営利企業の従事等の制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)については、この限りではない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、県費負担教職員について本条を適用する際には、「任命権者」は市町村教育委員会と読み替えられている。

【教育公務員特例法】

(兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会。)において認める場合には、給与を受け、又は受けずに、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。)については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八條第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

【教育に関する他の事業若しくは事務」の範囲についての基準(昭34・2・27人事院職員局長回答)】

1. 公立または私立の学校または各種学校の長およびこれらの学校の職員のうち、教育を担当し、または教育事務(庶務または会計の事務に係るものを除く。以下 同。)に従事する者の職
2. 公立または私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設のうち、教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
3. 前2号のほか、教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他の教育委員会の職員のうちもっぱら教育事務に従事するものならびに地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
4. 学校法人および社会教育関係団体(文化財保護またはユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。)のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与または評議員の職ならびにこれらの法人または団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
5. 国会、裁判所、防衛庁(注・現防衛省)または公共企業に付置された教育機関または教育施設の長およびこれらの機関または施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職

(参考) 民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用する際の留意事項について (R5.3.31総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡) (抄)

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、民間企業等に在籍する従業員を採用する場合であって、民間企業等から給与とその他の報酬を受ける場合等であっても、営利企業等への従事に係る任命権者の許可(地方公務員法第38条)を受ければ、民間企業等の従業員としての身分を保持したまま、地方公共団体の職員としての身分を併有させることが可能であること。

(参考) 雇用保険に関する業務取扱要領(令和5年10月1日以降)適用関係 第3被保険者 20352(2)労働者の特性・状況を考慮して判断する場合(厚生労働省)

○地方公務員として出向する場合であって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項に規定する任命権者の兼業許可を受けていること、その他出向に関する契約、協定、覚書等により、当該出向元との雇用関係を継続したまま、地方公務員としての身分を併有していると確認できる場合は、出向元事業主との雇用関係に係る被保険者資格を存続させる。